

議案第 21 号

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例制定について

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 9 月条例第
10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」
を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）

第 14 条の 2 給与条例第 48 条の 4 の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイ
ム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支
給について準用する。

第 28 条第 1 項中「この条」を「この条及び次条」に、「それぞれの」を「それ
ぞれその」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）

第 28 条の 2 給与条例第 48 条の 4 の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタ
イム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第 48 条
の 4 第 2 項第 1 号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退

職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第21条及び第22条の報酬に限る。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。